

**(公社)伊勢市観光協会・伊勢市共同公式ウェブサイト
コロナ対策強化事業業務委託
候補者募集要項**

この要項は、(公社)伊勢市観光協会及び伊勢市(以下、「発注者」という。)が「(公社)伊勢市観光協会・伊勢市共同公式ウェブサイトコロナ対策強化事業業務」(以下、「本業務」という。)の受託事業者(以下、「受託者」という)を公募型プロポーザル方式(以下、「プロポーザル」という。)により選定するための必要な手続き等について定めるものとする。

1 件名

(公社)伊勢市観光協会・伊勢市共同公式ウェブサイトコロナ対策強化事業業務

2 業務の目的

既存の(公社)伊勢市観光協会・伊勢市共同公式ウェブサイト(以下、「サイト」という。)を、先進的な機能を持ち、デザインに優れ、また即応性の高いサイトにリニューアルすることにより、新型コロナウイルスにより以前同様の観光行動が難しくなった現在の状況に対応出来、ライバル地区と遜色なく伊勢の魅力を発信・販売できるサイトを実現する。そして、新型コロナウイルスの状況改善後は伊勢に観光に訪れるきっかけを作り、伊勢に訪れた観光客へ適切な情報提供が行える、満足度の高い安心・安全な伊勢の観光を図るサイトとすることを目的とする。
また、サイト自体のアクセス数重視から、情報の拡散・転載を重視した設計とする。

3 業務の概要

- (1)サイトのリニューアル(閲覧・コンテンツ作成整理・管理機能)
- (2)運用試験
- (3)サーバーの保守、管理
- (4)外国語対応

※ 詳細は別紙「(公社)伊勢市観光協会・伊勢市共同公式ウェブサイトコロナ対策強化事業業務委託仕様書」を参照のこと。

4 参考事業規模額(契約上限額)

4,800,000円(税抜額)

※ この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、提案は上記金額を超えないものとする。

5 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

6 履行場所

(公社)伊勢市観光協会(以下、「本協会」という。)が指定する場所

7 その他

(1) 令和2年8月現在想定しているページ数 約600ページ程度

※Google検索による調査。外国語・PDF・サブドメイン含まず。

- (2) 提案書は本協会の役割を十分に理解した上で、本業務の目的に沿って、サイトのリニューアルを実現するための事業者の基本的な考え方、具体的な対応策等について簡潔に記載すること。
- (3) 提案内容については、その特徴（オリジナリティ等）を簡潔かつ具体的に記載すること。
- (4) 実施体制については、業務を実施する際の提案者側の体制、役割、作業量等について記載すること。また、サイトリニューアルのコンサルティング業務、導入作業、サイトデザイン、スケジュール及び過去の成果物等についても記載すること。

8 参加資格要件

参加資格条件は以下の要件をすべて満たす者とし、各要件は、提案書の提出期限である令和2年10月2日（金）を基準日とする。なお本協会は、本業務プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対し、プロポーザルの参加資格を取消し、又は契約を締結しない場合がある。

(1) 特別共同事業体で参加をする場合は、主となる事業者が参加することとし、全事業者の会社概要書を提案書に添えて提出すること。

(2) 経営不振の状態でないこと。

経営不振と判断する基準

- ・会社更生法（平成30年4月18日法律第16号）第17条第1項に基づき 再生手続開始の申立てをしたとき。
- ・民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき。
- ・手形又は小切手が不渡りになったとき等。

(3) プライバシーマークを取得または秘密保持契約を締結可能なこと。

(4) 設計－構築－データ移行－公開－保守等の各フェーズを一貫して受託可能であること。

(5) ホームページ構築の実績があること。

(6) 反社会的勢力と関わっていないこと。

反社会的勢力と関わっていると判断する基準

- ・自ら又は自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員ではないこと。
- ・反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この本業務の契約を締結するものでないこと。
- ・本業務の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

9 受託条件

(1) 本業務に類似した業務に関する作業実績を有する者が担当者として携わること。

(2) 審査で提案説明を実施する者が、担当者として携わること。

10 プロポーザル等の日程

募集要項の公告	令和2年9月1日(火)～令和2年9月15日(火)
参加申込み受付	令和2年9月1日(火)～令和2年9月15日(火) 17時まで
質問受付期間	令和2年9月1日(火)～令和2年9月15日(火) 17時まで
質問回答期日	令和2年9月18日(金)
参加辞退期限	令和2年9月23日(水) 17時まで
提案書等提出期限	令和2年10月2日(金) 17時まで
プレゼンテーション	令和2年10月7日(水)
審査結果通知	令和2年10月8日(木)

※期日等は、応募状況等により変更することがあり、変更が生じた場合は、参加申込者、提案事業者に通知する。

11 質問の受付及び回答期日

本業務に関する質問については、次のとおり受付及び回答を行う。

(1) 受付

ア 期間

令和2年9月1日(火)～令和2年9月15日(火) 17時まで【必着】

イ 方法

巻末記載の「問い合わせ先・提出先」まで持参、郵送又はFAXで提出すること。

※郵送又はFAXで提出する場合は、必ず電話により到達確認をしてください。

(2) 回答期日

令和2年9月18日(金)

※質問の回答は随時ホームページに掲載するが、回答期日には、参加表明のあった全ての事業者に対し、受け付けた全ての質問の要旨及び回答をとりまとめてFAXにより送付する。

12 参加表明

プロポーザルに参加を希望する者は、「プロポーザル参加申込書」を令和2年9月15日(火) 17時までに、巻末記載の「問い合わせ先・提出先」まで、持参又は郵送で提出すること。

※郵送で提出する場合は、必ず電話により到達確認をしてください。

13 提案書等の提出

参加表明をした事業者は、次のとおり提出すること。

(1) 提出締切 令和2年10月2日(金) 17時まで

(2) 提出場所 公益社団法人伊勢市観光協会 風餐亭2F事務局
(伊勢市本町16-2)

(3) 提出方法 事前に電話予約の上、提出書類を持参又は書留郵便等で送付すること。

(4) 提出物 本業務の提案にあたっての各書類の体裁(様式任意)、提出部数等は以下のとおりとする。

- ・12部をA4判フラットファイル2穴に様式順に綴じた形式で提出してください。
- ・各1部(下記項目ア、イ、ウ、エ、オ、カ)は正本とし社名入り、他の部数(下記項目ア、オ)は副本で社名なし。※副本には提案者が判別できる社名、ロゴ等を一切入れないこと。

ア 表紙 12部

イ プライバシーマーク使用許諾書又は個人情報等の機密情報等の取扱いに係る社内

- 規定を証する書類の写し 1部
- ウ 会社概要書 1部 ※特別共同事業体の場合 各会社概要書 1部
- エ 本業務を受託するにあたっての業務受託体制・人員配置計画 1部
- オ 提案書 12部
- ・「(公社)伊勢市観光協会・伊勢市共同公式ウェブサイトコロナ対策強化事業業務委託仕様書」に基づいた提案書を作成すること。※完成後の各ページのイメージがわかるような形で提出してください。
 - ・A4判 横 両面で20ページ以内とすること。
 - ・標題は「(公社)伊勢市観光協会・伊勢市共同公式ウェブサイトコロナ対策強化事業提案書」とすること。
 - ・文字の大きさは12ポイント以上とすること。
- カ 見積書 各1部
- ・本業務実施にあたっての見積書 1部
 - ・予想される1年間のランニングコスト(保守、管理費等)の見積書 1部
※ランニングコストの詳細を詳しく記入すること。

1.4 選考方法

本業務の事業候補者の選考は、以下の要領で実施する。

(1) 選考委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、本事業候補者を選考するために、「(公社)伊勢市観光協会・伊勢市共同公式ウェブサイトコロナ対策強化事業選考委員会」(以下、「委員会」という。)を設置する。

(2) 審査

必須条件を満たしている事業者の、本業務に係る提案書等の内容をもとに審査し、その提案評価点の合計点と見積金額評価点を合わせた「総合評価点」により提案者に順位点をつけ、順位点の合計点が最も高い提案を行ったものを候補者として1社選考する。候補者については、委員会に付議したのち、契約手続きを行います。なお、本業務の審査期間中において、審査の経緯や経過等に関する質問には一切応じられない。

提出された提案書等に基づき本協会が指定する日時に提案説明、操作デモンストレーション及びヒヤリング(以下、「プレゼンテーション」という。)を実施し、本業務の事業候補者を選考する。

プレゼンテーションの具体的な実施時間及び場所については、参加申込み受付期間終了後、本協会から各参加者に電子メール又は電話で連絡します。

- ア プレゼンテーションの出席者は業務推進責任者(本業務に関わる責任者、リーダー)を含む3名までとする。
- イ プレゼンテーションは事業提案を1事業候補者につき30分以内とし、その後選考委員によるヒヤリング(質疑応答)を15分程度行います。
- ウ プレゼンテーションに用いるデータを入れたノートパソコン(HDMIケーブル出力のポートを有するもの)を持参すること。プロジェクター及びスクリーンは用意する。

(3) 無効となる提案書

提案書が次の条件の一つに該当する場合は、無効となることがある。。また、事業候補者選考後に判明した場合も同様とする。

- ア 提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの
- イ 虚偽の内容が記載されているもの

- ウ 提案内容に重大な誤りがあるもの
- エ 書類に不備のあるもの又は指示した事項に違反しているもの
- オ 提案に対して談合等の不正行為があったとき
- カ 金額・印影等識別しがたい見積又は金額を訂正した見積をしたとき

(4) 審査結果

審査結果は、電子メール又は電話により、令和2年10月8日（木）に通知する。

(5) 審査の視点

ア 基本方針

誰にでも分かりやすく使いやすい、魅力あるホームページであること。

イ 利用者の視点

機能的でデザイン性に富んだホームページであること。

ウ 必須要件

全て満たしていること。

エ コンテンツ作成者・管理者の視点

誰にでも簡単に操作ができ、便利な支援機能を提供していること。

(6) 審査項目

- ◆仕様書4業務委託内容(2)A機能要件及びBデザイン要件（40点）
※必須要件未提案の場合（1項目につき－100点）
- ◆仕様書4業務委託内容(2)C必須コンテンツ要件及び外国語対応（10点）
※インバウンドに効果的かどうか
- ◆デザイン・レイアウト・見やすさ・面白さ（20点）
- ◆観光客目線での、情報取得の容易さ（10点）
- ◆工夫・アイデア・オリジナルコンテンツ（10点）
- ◆見積金額（10点）

(7) 評価方法

ア 提案評価点

業者からの提案内容を、分類と配点の項目ごとに提案評価基準により評価し、各項目の合計点を各選定委員の「提案評価点」とする。（満点90点）

イ 見積金額評価点

見積金額評価点の計算は、提案見積金額と配点を基に、次の計算式により評価点計算する。満点は10点（得点は最大で10点）とする。

見積金額評価点 = $10 / (1 - 0.875) \times (1 - \text{提案見積金額} / \text{契約上限額})$

ウ 総合評価点

総合評価点については、各選定委員の「提案評価点」と「見積金額評価点」を加算した点数を「総合評価点」とする。

エ 順位

順位点については、各選定委員の総合評価点により提案者に「順位点」をつける。

【順位点】 1位-5点、2位-4点、3位-3点、4位-2点、5位-1点、
6位以下-0点

1.5 辞退

参加申込後辞退する場合は、令和2年9月23日（水）17時までに、参加辞退の旨を様式「プロポーザル辞退届」にて「問い合わせ先・提出先」に直接提出してくだ

さい。

1 6 契約等

- (1) 1 4 「選考方法」に記載のとおり、選考された事業候補者については、委員会に付議したのち、契約手続きに入り随意契約を締結する予定である。したがって選考の結果をもって契約締結を約束するものではない。また、提案したすべての内容（範囲）の契約を保証するものではなく、契約内容（範囲）については、別途協議のうえ決定する。
- (2) 提出された見積書は、事業候補者選考のために使用し、契約金額を保証するものではない。
- (3) 契約書は2通作成し、本協会と受託事業者の双方で各1通を保有することとする。
- (4) 契約代金の支払い時期及び支払い方法は、契約成果物の検収を行い納品完了とした後、受託事業者の正当な支払請求書をもって、指定された金融機関に振込むものとする。

1 7 その他(注意事項等)

- (1) 提案に際して本協会所有のシステム、コンテンツ等に関して知ることとなった情報を第三者に提供することを禁じる。また資料提供を受けた場合は本業務終了後速やかに返却するとともに、コピー等は裁断等の機密保持措置を講じたうえで廃棄すること。
- (2) 本提案に要する費用は、参加事業者が負担することとする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出後の提案書等の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 質問受付期間終了後は、本業務に関する質問は受け付けない。
- (6) 提出された書類は選考以外には使用せず、本協会が責任を持って保管・廃棄するものとする。提出された提案書の一部又は全部を、著作権法に規定する著作物として規定する意思表示をする場合には、提案書に意思表示する旨及び該当箇所を明記すること。
- (7) 本業務の支援を行う受託事業者へは、本協会との委託契約に基づいて情報の参照を認めるものとする。
- (8) 契約に際し使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (9) 電子メール等の通信事故について、本協会はいかなる責任も負わない。

1 8 問い合わせ先・提出先

(公社)伊勢市観光協会 担当 谷 住所：伊勢市本町16-2
TEL：0596-28-3705 FAX：0596-27-1049

1 9 プロポーザル実施主体

(公社)伊勢市観光協会
〔(公社)伊勢市観光協会 情報発信部会IT委員会〕
〔(公社)伊勢市観光協会・伊勢市共同公式サイト制作実行委員会〕

以上